

第36回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年8月28日（木曜日）午前11時
受付開始：午前10時

開催場所

東京都三鷹市下連雀三丁目38番4号
三鷹産業プラザ 7階 703-705会議室

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件

目 次

第36回定時株主総会招集ご通知……	1
株主総会参考書類 ……………	3
事業報告 ……………	9
連結計算書類 ……………	24
計算書類 ……………	42
監査報告 ……………	50

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいます
ようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年8月27日（水曜日）午後6時30分まで

証券コード 3791

2025年8月13日

(電子提供措置の開始日 2025年8月6日)

株 主 各 位

東京都武蔵野市中町二丁目1番9号
株 式 会 社 I G ポ ー ト
代表取締役社長 石 川 光 久

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.igport.co.jp/ir/stock/meeting/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「第36回定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご確認ください。)



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「IGポート」又は「コード」に当社証券コード「3791」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年8月27日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月28日（木曜日）午前11時
2. 場 所 東京都三鷹市下連雀三丁目38番4号
三鷹産業プラザ 7階 703-705会議室
末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項
報告事項

1. 第36期(2024年6月1日から2025年5月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監
査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期(2024年6月1日から2025年5月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営や財政状態に加え中期的な見通しも勘案したうえで、安定的な配当を決定するという方針のもと、連結配当性向は25%程度を目安に実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、第36期の期末配当につきましては、以下のとおりいたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円

総額212,215,949円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年8月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

いしかわ みつひさ
石川 光久（1958年10月30日生） 再任

所有する当社の株式数
3,897,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年12月 有限会社アイジータツノコ設立 代表取締役
1990年6月 当社設立 取締役
1994年8月 当社代表取締役社長
1997年5月 Production I.G.,LLC設立
イニシャルマネージャー（現任）
2007年11月 株式会社プロダクション・アイジー設立 代表取締役社長
2019年8月 当社代表取締役社長 CEO（現任）
2022年8月 株式会社プロダクション・アイジー 代表取締役会長
（現任）

取締役候補者とした理由

石川光久氏は、長年に亘り当社グループの経営の指揮を執り、事業の拡大に貢献してまいりました。その実績、能力、アニメーション業界における広い人脈と企業経営者としての豊富な経験と適応力から、グループ経営の監督者として、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

ほさか よしひろ
保坂 嘉弘（1955年3月8日生） 再任

所有する当社の株式数
530,400株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年9月 株式会社エニックス（現株式会社スクウェア・エニックス）入社
1994年6月 同社取締役出版企画部長
2001年4月 同社取締役出版事業部長
2001年6月 株式会社マッグガーデン設立 代表取締役社長
2007年8月 当社取締役
2015年8月 株式会社マッグガーデン代表取締役会長（現任）
2019年8月 当社取締役 COO（現任）

取締役候補者とした理由

保坂嘉弘氏は、出版業界において長年培ってきた豊富な知識や経験を活かし、作家や編集者の育成とグループの業績向上に大いに貢献してまいりました。今後もその実績と見識によって、グループの発展に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

くりもと
栗本

のりひろ
典博

(1968年4月24日生)

再任

所有する当社の株式数
14,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年4月 山吉証券株式会社入社
1999年4月 メディテック株式会社入社
2005年7月 株式会社プロダクション・アイジー（現 当社）入社
2007年11月 株式会社プロダクション・アイジー（分割新設会社）
入社
2016年8月 株式会社プロダクション・アイジー管理部長 兼 当社
管理担当執行役員
2019年9月 当社入社 管理担当執行役員
2023年8月 当社取締役就任（現任）

取締役候補者とした理由

栗本典博氏は、当社入社以来、財務、開示業務に携わり、管理部長を務める等、豊富な業務経験を有しております。当社グループの管理体制の強化を図り、中長期的な成長と企業価値の向上に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

ばんどう
板東

こうじ
浩二

(1953年11月23日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年4月 日本電信電話公社（現NTT株式会社）入社
1998年7月 株式会社NTTぷらら代表取締役社長
2015年12月 ジャパンケーブルキャスト株式会社取締役（現任）
2019年7月 株式会社NTTぷらら EP(Executive Principal)
株式会社ネクストベース取締役（現任）
2019年8月 当社社外取締役就任（現任）
2021年1月 吉積ホールディングス株式会社取締役（現任）
2021年11月 日本PCサービス株式会社取締役（現任）
2023年6月 テック情報株式会社代表取締役会長兼社長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要、就任年数

板東浩二氏は、経営者として豊富なキャリアと高い見識を有しております。映像配信サービスに関する専門知識や会社経営者としての経験に基づき、独立した立場からの的確な意見をいただきました。引き続きこれらを活かして当社の経営の監督を行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者としたしました。

社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって、6年であります。

所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1996年4月 ソフトバンク株式会社入社
 2001年4月 ソフトバンクコマース株式会社流通事業本部ソフトウェアマーケティング部部長
 2003年6月 同社コンシューマーBB事業本部第2営業統括部エリア営業部部長
 2004年5月 同社人事総括部新卒採用部部長
 2005年6月 モビーダホールディングス株式会社代表取締役社長
 2006年6月 株式会社デジタルアドベンチャー(現ストリームメディアコーポレーション)取締役
 2007年6月 同社代表取締役社長
 2010年2月 株式会社アニメイト取締役
 2015年9月 ジャパンマンガアライアンス株式会社代表取締役社長
 2015年11月 株式会社ムービック代表取締役社長
 2018年6月 ピクシブ株式会社代表取締役社長
 2024年6月 株式会社ウルトラスーパーピクチャーズ取締役
 2024年8月 当社社外取締役就任（現任）
 2025年2月 株式会社グットスマイルカンパニー取締役（現任）
 2025年4月 株式会社ウルトラスーパーピクチャーズ代表取締役社長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

國枝信吾氏は、経営者として豊富なキャリアと高い見識を有しております。コンテンツ(IP)利用したマーチャндаイジング等の専門知識や、会社経営者としての経験に基づき、独立した立場からの的確な意見をいただきました。引き続きこれらを活かして当社の経営の監督を行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者となりました。

社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって、1年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 板東浩二氏、國枝信吾氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は板東浩二氏、國枝信吾氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、120万円以上又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 板東浩二氏、國枝信吾氏は、すでに独立役員として(株)東京証券取引所に届け出

ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員の損害を当該保険契約によって填補することとしています。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。保険料は全額会社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額18,040千円（取締役分15,420千円（うち社外取締役分1,800千円）、監査役分2,620千円（うち社外監査役分1,500千円））を支給いたしたいと存じます。

なお、役員賞与は業務貢献度に応じて評価し、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については独立社外取締役の意見を聴取したうえで取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、経営指標や会社業績、各取締役の職責等を総合的に勘案し、独立社外取締役の意見を聴取しており、相当であると判断しております。

以 上

事業報告

(自 2024年 6 月 1 日)
(至 2025年 5 月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用及び所得環境の改善やインバウンド需要の拡大により、回復の兆しが見られましたが、個人消費は物価高に伴い足踏み状態とみられます。また、中東、東欧、東アジアでの地政学リスクの高まりや、米国による関税政策など、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境について、アニメーション産業は、一般社団法人日本動画協会による「アニメ産業レポート2024サマリー」2025年1月発表によれば、2023年のアニメ産業市場は前年比114.3%、4,188億円増の3兆3,465億円となり史上最高値を更新しました。根強い国内需要と、2010年代半ばから急速に数字を伸ばした海外市場に支えられたものです。アニメーション産業動向は次第に注目され、日本のコンテンツ輸出の中核を担うものと位置づけられるようになりました。

出版産業は、公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所によると、2024年(1～12月期累計)の出版市場規模(推定販売金額)は、前年比1.5%減の1兆5,716億円と3年連続の前年割れとなりました。紙と電子を合算したコミック市場は前年比1.5%増の7,043億円となり、内訳は紙のコミックス(単行本)は1,472億円(同8.6%減)、コミックス誌は449億円(同9.7%減)で合計1,921億円(同8.8%減)。電子コミックは同6.0%増の5,122億円となっております。

このような情勢のもと当社グループは、テレビ・配信・ビデオ用アニメーション、劇場用アニメーション、その他にゲーム用、プロモーション用、実写等の企画・制作を行う映像制作事業、コミック誌、書籍(コミックス、ノベルス、原作ガイドブックを含む)の企画・製造・販売、電子書籍を含むコミックスの販売を行う出版事業、作品の二次利用による印税・収益分配金等を得る版權事業、キャラクター商品の卸販売等を行う商品販売事業を中心に行い、前期に比べ増収減益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は14,598,270千円(前期比23.3%増)、経常利益は1,420,281千円(前期比2.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は828,016千円(前期比28.5%減)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度から、「その他」に含まれていた「商品販売事業」について量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。前期比較については、前期の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較しております。

[映像制作事業]

映像制作事業におきましては、テレビ用アニメーションは「春夏秋冬 代行者 春の舞」「怪獣8号 第2期」「SPY × FAMILY Season 3」等、劇場用アニメーションは「劇場版ハイキュー!! VS 小さな巨人」等、配信用アニメーションは「Star Wars Visions Presents -The Ninth Jedi」「THE ONE PIECE」等、納品へ向けそれぞれ制作しております。

テレビ用アニメーションは「真・侍伝YAIBA」等、配信用アニメーションは「My Melody & Kuromi」、劇場用アニメーションの「怪獣8号 第1期総集編/同時上映 保科の休日」は納品しテレビ放映や配信(予定)、劇場上映となりました。その他プロモーションビデオ・CM・ゲーム・遊技機のアニメーションを制作・納品しました。

映像制作事業では、物価の高騰により人件費やCG制作費、外注費等が高騰し、制作期間の長期化により、一部の作品については受注損失引当金を計上する作品もありました。

以上により、当事業の売上高は7,318,833千円（前期比17.9%増）、営業損失は1,101,625千円（前期は940,050千円の営業損失）となりました。

[出版事業]

出版事業におきましては、コミック誌の定期刊行物は「月刊コミックガーデン」（12点）を刊行しました。書籍（コミックス、ノベルスを含む）は、2024年夏にアニメ放送された「魔導具師ダリヤはうつむかない～Dahliya Wilts No More～」をはじめ、「転生貴族の異世界冒険録」「リンカーネーションの花弁」の最新刊等、164点を刊行しました。出版事業売上における電子書籍の占有率は79.6%となり、前年度の同80.9%からほぼ横這いとなっています。

以上により、当事業の売上高は2,224,827千円（前期比4.8%減）、営業利益は348,635千円（前期比27.7%減）となりました。

[版權事業]

版權事業におきましては、「君に届け」「ハイキュー!!」「進撃の巨人」「怪獣8号」「SPY × FAMILY」等のシリーズタイトルを中心に、

二次利用による収益分配を計上しました。

「君に届け 3RD SEASON」は、第1四半期連結会計期間に、配信事業者からのライセンス収入がすべて一括で計上されております。

以上により、当事業の売上高は3,956,166千円（前期比31.7%増）、営業利益は1,934,069千円（前期比6.1%増）となりました。

[商品販売事業]

商品販売事業におきましては、中国・上海に「I.G & WIT Anime Studio Store」を開店したことにより、人気作品のキャラクターの商品販売が好調に推移しました。

以上により、当事業の売上高は870,437千円（前期の売上高は27,304千円）、営業利益は377,867千円（前期は25,083千円の営業損失）となりました。

[その他事業]

その他事業におきましては、雑誌のイラスト描きや講師料等により、当事業の売上高は228,005千円（前期比14.8%減）、営業損失は948千円（前期は6,806千円の営業利益）となりました。

事業別売上高

区 分	売上高（千円）	構成比率（%）
映 像 制 作 事 業	7,318,833	50.1
出 版 事 業	2,224,827	15.2
版 権 事 業	3,956,166	27.1
商 品 販 売 事 業	870,437	6.0
そ の 他 事 業	228,005	1.6
合 計	14,598,270	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資等の総額は636,339千円で、その主なものは次のとおりであります。

映像マスター	383,694千円
その他（ハード等）	157,905千円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、資金調達は行っておりません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第33期 2022年5月期	第34期 2023年5月期	第35期 2024年5月期	第36期 (当連結会計年度) 2025年5月期
売 上 高(千円)	11,872,358	11,163,699	11,841,359	14,598,270
経 常 利 益(千円)	574,468	999,736	1,380,218	1,420,281
親会社株主に 帰属する当期(千円) 純 利 益	5,751	766,823	1,158,412	828,016
1株当たり当期純利 益 (円)	0.29	40.67	60.68	43.28
総 資 産(千円)	11,415,446	12,542,181	14,001,674	13,092,090
純 資 産(千円)	5,458,180	6,205,655	7,318,048	7,829,395
1株当たり純資産 額 (円)	285.15	324.99	381.10	409.27

- (注) 1. 2024年6月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、算定上の基礎となる期末普通株式数に従業員インセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
(株)プロダクション・アイジー	10,000千円	100.0%	アニメ制作
(株)マッグガーデン	10,000千円	100.0%	コミック出版
(株)ウィットスタジオ	30,000千円	66.7%	アニメ制作
(株)シグナル・エムディ	30,000千円	100.0%	アニメ制作
Production I.G., LLC	167,098米ドル	100.0%	版権

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	(株)プロダクション・アイジー (株)マッグガーデン	
特定完全子会社の住所	東京都武蔵野市中町二丁目1番9号 東京都千代田区五番町6番地2号	
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,501,605千円	1,062,514千円
当社の総資産額	3,981,377千円	3,981,377千円

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題と対処方針は下記のとおりであります。

① クリエイターの発掘、協力会社の獲得

次世代を担うクリエイターの発掘・育成のために、人材の交流、作品公募、制作環境やサポート体制の整備、教育者の確保に対応してまいります。また、優秀な人材や協力会社の獲得のために、透明性のある契約と成功報酬制度等、法務面の充実に継続して取り組んでまいります。

② 映像制作事業の予算見積もりと管理

映像制作費用は、CG制作費や優秀なクリエイター等の外注費が高騰し、また、制作期間が長くなっていることから、人件費を含む固定費が増加し、当初予算見積もりより超過するようになりました。現況に合った確度の高い映像制作予算の見積もりを策定し、管理体制を整え映像制作事業の収益改善に継続して取り組んでまいります。

③ 映像技術の進歩

コンピュータを使用したアニメーション制作、映画のデジタル上映化等、映像技術は著しく進歩しております。これに伴い、コンピュータを使った画像処理、ネットワークやサーバ等の制作環境、工程やデータの管理等、技術の習得と人材の育成及び情報インフラの整備に継続して取り組んでまいります。

④ メディアの多様化

動画配信サービスの急激な普及により、テレビやPC、スマートフォン等のメディアで視聴できる環境となり、国境を越え圧倒的な量のコンテンツを享受できる時代を迎えております。数多くのメディアで視聴できるようパートナー企業と協力し、分配金・印税の獲得に継続して取り組んでまいります。

⑤ 海外展開

海外パートナーとの協力関係を築き、映像制作の受注や配信等、海外市場拡大に継続して取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年5月31日現在）

当連結会計年度から、「商品販売事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントに追加しております。

① 映像制作事業

企画から編集までの一貫した制作ラインを有し、国内外からの受注や自社原作の劇場、テレビ、配信、ビデオ用その他のアニメーション等の映像制作事業を行っております。

② 出版事業

コミック誌、コミックス（単行本）及び関連する書籍の出版及び電子書籍の販売を行っております。

③ 版權事業

映像制作における民法上の任意組合の性格を持つ製作委員会等へ出資を行うことにより、二次利用に関する一部権利の販売業務及び当該出資割合に応じた収益分配収入を得ております。

また、企画・原作・制作者等の著作者印税を得ております。

④ 商品販売事業

人気作品のキャラクターの商品を企画・監修・製作し、事業者との共同運営店舗で販売し、また販売店に卸売を行い収入を得ております。

⑤ その他事業

イラスト描きや、講師料、デジタルコンテンツによる収入を得ております。

(6) 主要な営業所（2025年5月31日現在）

名	称	所	在	地
当	社	本 社	:	東 京 都 武 蔵 野 市
(株)プロダクション・アイジー		本 社	:	東 京 都 武 蔵 野 市
(株) マ ッ グ ガ ー デ ン		本 社	:	東 京 都 千 代 田 区
(株) ウ ィ ッ ト ス タ ジ オ		本 社	:	東 京 都 武 蔵 野 市
(株) シ グ ナ ル ・ エ ム デ ィ		本 社	:	東 京 都 武 蔵 野 市

(7) 使用人の状況（2025年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

	使用人数	前連結会計年度末比増減
映像制作事業	444名	50名増
出版事業	40名	2名増
版權事業	23名	2名減
商品販売事業	6名	6名増
その他事業	1名	—
全社	3名	—
合計	517名	56名増

(注) 1.使用人数にはパート、アルバイトは含んでおりません。

2.映像制作事業の使用人が前連結会計年度末と比べて50名増加しましたのは、映像制作事業の強化のために、クリエイターの社員化及び従業員を採用したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2名	—	46.2歳	9.8年

(注)使用人数にはパート、アルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年5月31日現在）

当連結会計年度末現在、金融機関からの借入れはありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,221,600株
- ③ 株主数 6,307名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
石川光久	3,897,200株	20.2%
(株)電通グループ	1,992,000株	10.3%
日本テレビ放送網(株)	1,992,000株	10.3%
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,084,100株	5.6%
(株)NTTドコモ	1,008,000株	5.2%
保坂嘉弘	530,400株	2.7%
佐藤徹	431,900株	2.2%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	400,200株	2.1%
石川みちる	343,000株	1.8%
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	304,527株	1.6%

(注) 1. 持株比率は自己株式(929,241株)を控除して計算しております。

2. 持株比率の計算上、株式給付信託(J-ESOP)信託口が所有する当社株式162,400株は、発行済株式数に含めて計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、普通株式1株につき4株の割合をもって、2024年6月1日付で株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は、60,000,000株に、また、発行済株式の総数は、20,221,600株にそれぞれ増加しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年5月31日現在）

会社における地位 担当	氏 名	重要な兼職の状況 当社との取引関係
代表取締役社長 CEO(最高経営責任者)	石 川 光 久	(株)プロダクション・アイジー 代表 取締役会長 経営指導料の受取
取 締 役 COO(最高執行責任者)	保 坂 嘉 弘	(株)マッグガーデン 代表取締役会長 経営指導料の受取
取 締 役	栗 本 典 博	
取 締 役 (社外)(独立)	板 東 浩 二	テック情報(株) 代表取締役会長兼社長 取引関係なし
取 締 役 (社外)(独立)	國 枝 信 吾	(株)ウルトラスーパーピクチャーズ 代 表取締役社長 取引関係なし
常 勤 監 査 役	中 野 広 之	
監 査 役 (社外)(独立)	桶 田 大 介	シティライツ法律事務所パートナー 取引関係なし
監 査 役 (社外)(独立)	木 本 恵 輔	明星監査法人代表社員 取引関係なし

- (注) 1. 取締役板東浩二氏及び國枝信吾氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桶田大介氏及び木本恵輔氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役中野広之氏は、過去に当社の管理部長を長年にわたり業務に携わっており、財務及び会計に関する知見を有しております。
4. 監査役木本恵輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、板東浩二氏、國枝信吾氏、桶田大介氏及び木本恵輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員の損害を当該保険契約によって填補することとしています。保険料は全額会社が負担しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区分	支給 人員	報酬等 の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		
			基本報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	退職慰労金
取締役	5名	37,320	21,900	15,420	－
(うち社外取締役)	(2名)	(6,000)	(4,200)	(1,800)	(－)
監査役	3名	12,460	9,840	2,620	－
(うち社外監査役)	(2名)	(6,300)	(4,800)	(1,500)	(－)
合計	8名	49,780	31,740	18,040	－
(うち社外役員)	(4名)	(12,300)	(9,000)	(3,300)	(－)

- (注) 1. 役員報酬の限度額については2004年8月30日開催の定時株主総会により、取締役報酬は年額200百万円以内、監査役報酬は年額20百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役0名)、監査役の員数は1名(うち社外監査役0名)であります。
2. 業績連動報酬に係る経営指標は、連結自己資本利益率8%以上であり、その実績は11.0%となり目標に対して達成しております。当該指標を選択した理由は、資本効率の向上により、企業価値を持続的に向上させることであります。
3. 取締役の報酬については、株主総会決議の限度内において、中長期的な業績と職責を勘案した定額の基本報酬、短期的な当事業年度の経常利益に対する貢献度に応じて評価した役員賞与を報酬算定の基本的な方針としております。個々の取締役の報酬については、独立社外取締役の意見を聴取したうえで、取締役会決議に基づき、代表取締役社長CEO石川光久氏に一任しております。委任した理由は代表取締役社長が業績等に応じた報酬の分配の決定を行うにあたり、評価者として適任であると判断したことあります。
4. 2025年8月28日開催予定の第36回定時株主総会において付議いたします役員に対する賞与支給予定額を含んでおります。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、120万円以上又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先及び取引関係は17ページに記載のとおりであります。

ロ 当事業年度における主な活動状況

活動状況及び社外取締役等に期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役 板東浩二	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席しました。 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から経営全般・経営戦略等に関する有意義な発言を積極的に行う事で、業務執行に対する監督の役割を果たしております。
取締役 國枝信吾	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席しました。 経営者として豊富なキャリアと高い見識を有しており、客観的な立場から経営全般・マーケティング等に関する有意義な発言を積極的に行う事で、業務執行に対する監督の役割を果たしております。
監査役 桶田大介	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、また監査役会 9 回すべてに出席しました。 弁護士としての専門的知見及び豊富な経験を活かし、客観的な立場から主に事業のリスク管理や業務監査の状況に関して、有意義な発言を行うとともに、取締役会における意思決定の状況を確認し、取締役の職務執行を監査する役割を果たしております。
監査役 木本恵輔	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに、また監査役会 9 回すべてに出席しました。 会計士としての専門的知見及び豊富な経験を活かし、客観的な立場から主に事業のリスク管理や業務監査の状況に関して、有意義な発言を行うとともに、取締役会における意思決定の状況を確認し、取締役の職務執行を監査する役割を果たしております。
(注) 國枝信吾氏につきましては、2024年8月29日の就任以降に開催された取締役会の出席回数を記載しております。	

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	39,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要】

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守と公正な倫理観が企業存続の必要条件との認識の下、当社管理部長は監査役、内部監査室と連携しグループ全体のコンプライアンス体制の構築、整備に努め、重要な意思決定にあたっては事前に法令及び定款に適合しているか否かを検討し、必要に応じて取締役会に報告する。

監査役も独自にグループ会社の業務活動の法令及び定款への適合性、法令遵守の状況について監査を行い、内部牽制の徹底のための助言、勧告等を行う。内部監査室は、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。

万一コンプライアンスに関連する問題が発生した場合には、その内容・対処案が当社及び各子会社の代表取締役、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議議事録、取締役が職務権限規程等に基づいて決裁した書類等を、法令の定め及び文書管理規程、稟議規程等に基づき、適切に保存・管理（廃棄を含む）し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、グループ各社で稟議規程、職務権限規程等に基づき、組織的に損失の発生を未然に防止するものとする。リスクが発現した場合はその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告する体制を構築し、当社取締役会を中心に損失を最小限度にとどめるために必要な対応を早急に検討し実行する。

日常的にもグループ各社の取締役、各部門を統括する使用人は、関係規程及びそれぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、評価、分析したうえで適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役は、取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等に基づいて効率的に職務の執行を行う。加えてさらなる意思決定の効率化と業務執行機能の強化を図るため、執行役員規程を導入する。

毎月1回取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況並びに年度計画に基づく各社の業務の進捗状況を報告し、これを監視監督する。

⑤ 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社管理部長は関係会社管理規程に基づきグループ各社の業務等の把握に努め、取締役会において、グループ各社の業績、財務状況その他重要な

事項についてグループ各社の代表取締役及び担当取締役とあわせて報告を行い、当社企業集団における業務の適正の確保に努める。

あわせて、グループ各社の間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、監査役又は担当部署と十分な情報交換を行う。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役が求めたときは監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。当該使用人はもっぱら監査役の指揮命令に従い必要な業務を行うものとする。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命、異動、評価等については、監査役の同意を得るものとする。

- ⑧ グループ各社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、

その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

グループ各社の取締役及び使用人等は、グループの経営に重大な損失を与える事項又はそのおそれがあるとき、取締役及び使用人による違法や不正行為を発見したときは速やかに監査役に報告する。監査役は当該報告内容、業務の執行状況等を把握するため、必要に応じて取締役及び使用人等にその説明を求めることができる。

また、当該報告を行ったものに対し、そのために不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理の請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、直ちにこれを負担する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等

について意見交換を行う。また、重要な意思決定の過程等を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等にその説明を求めることができる。

内部監査室は、内部監査規程に基づき監査役と積極的に情報交換し、相互に効率的な監査業務を遂行できるよう連携する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- ① 当社管理部長を中心に監査役、内部監査室と連携してグループ全体のコンプライアンス体制の整備に努めている。取締役会も毎月1回開催し、重要な意思決定、業務執行状況や年度計画に基づく各社の業務の進捗状況の報告を行い、グループ全体の業務の適正性、職務執行の効率性を監視監督している。反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取組みを実施している。

開催された取締役会については議事録を作成し、社長決裁の決裁資料等とともに文書管理規程に基づいて事務局により適切に保存を行っている。

損失の危険についてはグループ各社で規程に基づき組織的に損失の未然防止に努めるとともに、リスクが発現するおそれが確認された場合は速やかに当社の取締役会に報告し、対策の検討を行っている。

グループ各社での不適切な取引又は会計処理の防止も含め、内部監査部門による定期的な内部統制監査も実施している。

- ② 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は内部監査室と連携し、取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役社長との定期的な会合を行い、監査上の重要課題、重要な意思決定の過程等を随時把握している。

また、グループ各社の経営に重大な損失を与える事項又はそのおそれがあるときは監査役に報告する旨を周知し、監査役も必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め監査を行っている。

監査のために人員が必要な場合は監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する使用人を置いて補助を行うとともに、監査のために必要となる費用はその適正性に留意しながら監査役から請求があった場合は法令に則って前払又は償還している。

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,643,190	流 動 負 債	4,886,712
現 金 及 び 預 金	4,650,042	買 掛 金	898,048
売 掛 金 及 び		未 払 金	162,373
契 約 資 産	5,415,679	未 払 印 税	351,110
商 品 及 び 製 品	166,653	未 払 法 人 税 等	475,194
仕 掛 品	20,417	前 受 金	1,212,374
貯 蔵 品	8,719	預 り 金	439,993
前 渡 金	141,362	株 式 給 付 引 当 金	69,252
そ の 他	243,183	役 員 賞 与 引 当 金	78,688
貸 倒 引 当 金	△2,868	受 注 損 失 引 当 金	511,792
		そ の 他	687,884
固 定 資 産	2,448,899	固 定 負 債	375,982
有 形 固 定 資 産	1,607,344	退 職 給 付 に 係 る 負 債	127,085
建 物 及 び 構 築 物	468,131	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	106,263
土 地	651,249	そ の 他	142,633
映 像 マ ス タ ー	251,375		
そ の 他	236,587	負 債 合 計	5,262,694
無 形 固 定 資 産	92,576	(純 資 産 の 部)	
コ ン テ ン ツ 資 産	27,822	株 主 資 本	7,815,436
そ の 他	64,753	資 本 金	781,500
投 資 そ の 他 の 資 産	748,978	資 本 剰 余 金	2,258,560
投 資 有 価 証 券	285,825	利 益 剰 余 金	5,193,036
そ の 他	463,152	自 己 株 式	△417,660
資 産 合 計	13,092,090	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	13,958
		為 替 換 算 調 整 勘 定	13,958
		純 資 産 合 計	7,829,395
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,092,090

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2024年 6 月 1 日)
(至 2025年 5 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,598,270
売上原価		11,542,322
売上総利益		3,055,948
販売費及び一般管理費		1,629,762
営業利益		1,426,186
営業外収益		
受取利息	4,149	
持分法による投資利益	16,673	
受取賃貸料	24,913	
その他の	6,415	52,152
営業外費用		
支払利息	46	
為替差損	12,667	
投資事業組合運用損	4,962	
賃貸収入原価	26,653	
雑損	12,856	
その他の	872	58,057
経常利益		1,420,281
特別利益		
投資有価証券売却益	14,457	14,457
特別損失		
固定資産除却損	4,396	
減損損失	18,146	22,542
税金等調整前当期純利益		1,412,195
法人税、住民税及び事業税	629,936	
法人税等調整額	△33,472	596,463
当期純利益		815,732
非支配株主に帰属する 当期純損失(△)		△12,284
親会社株主に帰属する当期純利益		828,016

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年6月1日 残高	781,500	2,258,560	4,654,407	△417,444	7,277,023
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△289,387		△289,387
親会社株主に帰属する当期純利益			828,016		828,016
自己株式の取得				△216	△216
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	538,629	△216	538,412
2025年5月31日 残高	781,500	2,258,560	5,193,036	△417,660	7,815,436

	その他の包括利益累計額 為替換算調整勘定		非支配株主 持分	純資産合計
	その他の包括利益累計額合計			
2024年6月1日 残高	13,462	13,462	27,562	7,318,048
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△289,387
親会社株主に帰属する当期純利益				828,016
自己株式の取得				△216
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	496	496	△27,562	△27,066
連結会計年度中の変動額合計	496	496	△27,562	511,346
2025年5月31日 残高	13,958	13,958	—	7,829,395

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

連結子会社の名称

(株)プロダクション・アイジー

(株)マッグガーデン

(株)ウィットスタジオ

(株)シグナル・エムディ

Production I.G.,LLC

Great Pretender razbliuto 製作委員会

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社 2社

会社の名称

(株)オルタナ

(株)JOEN

前連結会計年度において持分法の適用対象でありました「魔法使いの嫁OAD (西の少年と青嵐の騎士)」「銀河英雄伝説2」「蒼穹のファフナー BEHIND THE LINE」の製作委員会3社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

映像制作

貯蔵品 最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

出版

製品 総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

仕掛品 総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

商品販売

商品 最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
車両運搬具	4～6年
器具備品	2～15年
映像マスター	1年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づいており、コンテンツ資産は1年であります。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ニ 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、受注済案件のうち当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を引当計上しております。

ホ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ヘ 役員退職慰労引当金

連結子会社の一部は役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

イ 映像制作事業

映像制作事業においては、主にアニメーションの制作を請負っております。

受注先は、テレビ、劇場、OVA用のアニメーションのほとんどが製作委員会となっており、配信用のオリジナルアニメーションは配信会社より、ゲーム、CM、遊技機用のアニメーションは、クライアント及び広告会社等から請負っております。

請負による映像作品の制作については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該

進捗度に基づき一定期間にわたって収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した制作原価が、見積総原価に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、制作期間がごく短い場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、映像素材を納品した時点で収益を認識しております。

ロ 出版事業

出版事業においては、主にコミック誌(雑誌・定期刊行物)、コミックス(単行本)及びイラスト集等の関連書籍の出版販売、当社著作物の電子書籍配信許諾を行っております。

出版販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。電子書籍配信許諾については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利に該当するため、一時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、将来予想される返品等を控除し金額で測定しております。また、顧客に支払う割戻しや運賃協力金等も収益から控除しております。

ハ 版權事業

版權事業においては、映像制作事業で制作を請け負ったアニメーション作品の製作委員会(注)等への出資を通じた著作権の保有やオリジナルコンテンツの自社制作を行っております。

製作委員会への出資を通じた著作権の保有については、製作委員会の窓口業務として国内外へ作品の二次利用に関する自動公衆送信権、商品化権等の権利の販売業務を行っているほか、製作委員会への出資割合に応じた収益分配収入を得ております。オリジナルコンテンツについては配信会社等に映像配信権を許諾することによるライセンス収入を得ております。

製作委員会への出資に対する収益分配収入については、「金融商品に関する会計基準」第132項に基づき、製作委員会の窓口業務を行っている各事業者から収益分配報告書を受領した時点で、製作委員会が獲得した純利益のうち当社出資割合に応じた持分相当額の収益を認識しております。

オリジナルコンテンツのライセンス許諾については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利に該当するため、一時点で収益を認識しており

ます。

(注)「製作委員会」とは、アニメーションや映画の製作資金を効率的に調達することを目的に映像作品ビジネスに精通する複数の事業者から出資を募り、出資割合によって共同で著作権を保有する団体であり、その多くは民法上の任意組合の性格を持ち、各事業者がそれぞれ得意とする事業領域において窓口業務を担うことによって、収益の最大化を図る目的で組成しております。

二 商品販売事業

商品販売事業においては、人気作品のキャラクターの商品を企画・監修・製作し、事業者との共同運営店舗で販売し、また、販売店に卸売りをしております。

商品販売については、消費者または販売店に商品を引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により、円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

受注損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受注損失引当金 511,792千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、映像制作事業における作品ごとの見積総原価が受注金額を超過する可能性が高く、予想される損失額を合理的に見積ることができる場合に、将来の損失見込額を受注損失引当金として計上しております。

見積総原価は主に労務費及び外注費等により構成されており、労務費及び外注費等の見積りに係る主要な仮定としては、納品予定月及び制作工数が挙げられます。納品予定月及び制作工数は、作品ごとの公開スケ

ジュール、直近の制作状況、過去の実績等に基づき算定しておりますが、想定外の事象の発生等により、見積りを超えた原価が発生する場合は、当社グループの業績を変動させる可能性があります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しについては、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されています。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(追加情報)

(株式給付信託 (J-ESOP))

(1) 取引の概要

当社は、2013年12月20日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議しました。

本制度は、予め当社グループが定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員及び当社グループ会社の役職員(以下「従業員等」といいます。)に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社グループは、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を在職時に無償で給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得

し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員等の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取組み、中長期的な事業拡大及び将来の当社グループ経営を担う有能な人材の確保が期待されます。

当社株式の取得及び処分については、当社と信託口は一体であるとする会計処理をしております。従って、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度70,644千円、162,400株であります。

(連結子会社間の吸収合併)

当社は、2025年1月24日開催の取締役会において、当社の連結子会社である(株)プロダクション・アイジーを吸収合併存続会社とし、当社の連結子会社である(株)シグナル・エムディを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することについて決議いたしました。

1. 本合併の目的

両社が持つ経営資源の有効活用を図ることで、グループ全体の収益性の改善・向上を目的としております。

2. 本合併の要旨

(1) 合併の日程

取締役会決議日（当社、合併当事会社）	2025年1月24日
合併契約締結日	2025年1月24日
株主総会決議日（合併当事会社）	2025年1月24日
合併実施日（効力発生日）	2025年6月1日

(2) 企業結合の法的形式

(株)プロダクション・アイジーを存続会社とする吸収合併方式で、(株)シグナル・エムディは解散いたします。

(3) 合併に係る割当の内容

当社の100%子会社間の合併であるため、本合併による株式、金銭、その他の財産の交付はありません。

(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定となっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	258,446千円
土地	419,842千円
計	678,288千円

(注) 当該担保提供資産は、金融機関借入に対する担保提供であります。当連結会計年度末現在、対応債務はありませんが、将来の借入に備えております。

2. 直接控除した各資産に係る減価償却累計額

区分	資産の種類	期末減価償却累計額 (千円)
有形固定資産	建物及び構築物	601,122
	映像マスター	9,195,526
	その他	383,665
	計	10,180,314

3. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金	2,450,365千円
契約資産	2,965,314千円

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表（収益認識に関する注記）「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	5,055,400	15,166,200	—	20,221,600

(注) 当社は2024年6月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年8月29日 定時株主総会	普通株式	289,387千円	60円	2024年5月31日	2024年8月30日

(注) 1. 配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」の導入において設定した(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金2,436千円を含めて記載しております。

2. 当社は2024年6月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、2024年5月31日を基準日とする配当につきましても、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	212,215千円	11円	2025年5月31日	2025年8月29日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」の導入において設定した(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金1,786千円を含めて記載しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、該当事項はありません。なお、市場価格のない株式等は、次のとおりであります((注)を参照ください)。また、「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「買掛金」「未払金」「未払印税」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注)市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	227,120
投資事業有限責任組合への出資	58,705

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2025年5月31日）
該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグメント					その他	合計
	映像制作 事業	出版 事業	版權 事業	商品販売 事業	計		
売上高							
TV・配信・ビデオ用のアニメ映像制作	5,672,670	—	—	—	5,672,670	—	5,672,670
劇場用のアニメ映像制作	447,113	—	—	—	447,113	—	447,113
その他のアニメ映像制作	1,127,101	—	—	—	1,127,101	—	1,127,101
コミック・書籍の出版販売	—	393,283	—	—	393,283	—	393,283
電子書籍の販売	—	1,831,544	—	—	1,831,544	—	1,831,544
映像コンテンツの版權料	—	—	2,538,465	—	2,538,465	—	2,538,465
出版物に係る原作印税収入	—	—	247,999	—	247,999	—	247,999
商品の販売等	—	—	—	870,437	870,437	—	870,437
その他	71,946	—	38,705	—	110,651	228,005	338,657
顧客との契約から生じる収益	7,318,833	2,224,827	2,825,170	870,437	13,239,268	228,005	13,467,274
その他の収益	—	—	1,130,996	—	1,130,996	—	1,130,996
外部顧客への売上高	7,318,833	2,224,827	3,956,166	870,437	14,370,264	228,005	14,598,270

- (注) 1. 当連結会計年度から、「その他」に含まれていた「商品販売事業」について量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、原稿（雑誌のイラスト）や講師等を行っています。
3. 「その他の収益」には、製作委員会への出資から生じる収益の分配等の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)「3.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	千円	千円
売掛金	1,242,123	2,450,365
契約資産	1,047,147	2,965,314
契約負債		
前受金	1,951,140	1,212,374

契約資産は、映像制作事業における映像作品の制作請負契約において、未請求の映像作品の制作に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当社グループの権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、映像制作事業において映像作品の制作請負契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,907,546千円であります。

契約資産及び契約負債の増減は、映像作品の制作請負契約に係る収益の認識及び前受金の受取によるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

	当連結会計年度
1年以内	11,720,646 千円
1年超	7,903,110
合計	19,623,756

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の簡便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象には含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格は、当連結会計年度末日現在、当社グループが受注済みの映像制作事業における映像作品の制作請負契約に係る取引価格のうち、収益を認識していない取引価格の総額であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	409円27銭
1 株当たり当期純利益	43円28銭

- (注) 1. 2024年6月1日付で、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
3. 1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は1,091,641株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,091,586株であります。

(重要な後発事象)

(資本業務提携契約の締結、第三者割当による自己株式処分及び株式の売出)

当社は、2025年6月17日開催の取締役会において、株式会社サンリオ（以下「サンリオ」といいます。）との資本業務提携契約を締結すること、及び、サンリオを割当先とした第三者割当による自己株式の処分、また、当社の既存株主である石川光久氏（以下「石川氏」といいます。）及び石川氏の資産管理会社である株式会社i.style（以下「本資産管理会社」といいます。）により当社普通株式の売出について決議をし、2025年7月3日に払込が完了いたしました。

1. 資本業務提携の経緯、理由及び目的

当社とサンリオは、両者の持つ強みを最大限生かすため、キャラクターアニメーションプロデューサー、商品化やライセンス、デジタル・ゲーム担当者、アニメ制作担当者間で各ビジネスについてセッションを重ねてきました。今般、サンリオとの協議の結果、両社間の資本面における提携関係を更に強化することで、より多様なIPを創出する事業基盤を構築することに加え、アニメ、ゲーム等の分野における開発、制作、流通の一層の強化を図ることにより、当社の持続的な企業価値の向上が実現できると判断したことによるものであります。

2. 資本業務提携の内容

(1) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、サンリオに対して、当社普通株式を割当致しました。本第三者割当及び売出の株式の数については下記の通りであります。

(2) 業務提携の内容

- ①サンリオが保有するキャラクターIPの映像化及びそれを通じたクリエイターの成長
- ②当社グループ制作作品に関連するキャラクターを起用した事業機会の共同創出
- ③新規IPの共同創出・開発・取得及び育成

3. 資本業務提携の相手先の情報

(1) 名称	株式会社サンリオ
(2) 所在地	東京都品川区大崎一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 辻 朋邦
(4) 事業内容	ソーシャル・コミュニケーション・ギフト商品の企画・販売、グリーティングカードの企画・販売、出版物の企画・販売、レストランの運営、映画の製作・配給・興行、ビデオソフトの製作・販売、ライブエンターテインメントの企画・公演、著作権の許諾 テーマパーク事業、教育事業、デジタルコンテンツの企画・販売および配信、広告事業
(5) 資本金	10,261百万円（2025年3月31日現在）

4. 第三者割当による自己株式処分について

(1) 払込期日	2025年7月3日
(2) 処分自己株式数	普通株式 929,100株
(3) 処分価額	1株につき1,750円
(4) 調達資金の額	1,625,925,000円
(5) 処分方法	第三者割当の方法による。
(6) 割当予定先	株式会社サンリオ

5. 売出について

(1) 売出株式の種類 及び数	当社普通株式 78,900株
(2) 売出価格	1株につき1,750円
(3) 売出価額の総額	138,075,000円
(4) 売出株式の所有者 及び売出株式 数	石川光久氏 75,000株 株式会社i.style 3,900株
(5) 売出方法	石川氏及び本資産管理会社による割当予定先に対する当社普通株式の譲渡
(6) 申込期間	2025年7月3日
(7) 受渡期日	2025年7月3日

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	391,690	流 動 負 債	106,427
現金及び預金	320,661	未払金	3,243
前払費用	1,096	未払費用	5,505
関係会社未収入金	68,559	未払法人税等	6,113
その他	1,372	預り金	1,746
		役員賞与引当金	18,040
固 定 資 産	3,589,686	株式給付引当金	69,252
有形固定資産	25	その他	2,526
工具、器具及び備品	25	固 定 負 債	381,442
無形固定資産	3	長期借入金	380,000
その他	3	退職給付引当金	1,442
投資その他の資産	3,589,657	負 債 合 計	487,869
関係会社株式	3,564,120	(純資産の部)	
繰延税金資産	7,472	株 主 資 本	3,493,507
その他	18,065	資 本 金	781,500
資 産 合 計	3,981,377	資 本 剰 余 金	2,162,062
		資本準備金	1,952,715
		その他資本剰余金	209,347
		利 益 剰 余 金	967,605
		利益準備金	2,452
		その他利益剰余金	965,153
		別途積立金	140,000
		繰越利益剰余金	825,153
		自 己 株 式	△417,660
		純 資 産 合 計	3,493,507
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,981,377

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(自 2024年 6 月 1 日
至 2025年 5 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		175,500
営 業 費 用		143,406
営 業 利 益		32,093
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	193,740	
そ の 他	1,627	195,367
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,298	2,298
経 常 利 益		225,162
税 引 前 当 期 純 利 益		225,162
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,482	
法 人 税 等 調 整 額	△56	2,425
当 期 純 利 益		222,737

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利益 準備金	利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
						別途 積立金	繰越 利益 剰余金	
2024年6月1日残高	781,500	1,952,715	209,347	2,162,062	2,452	140,000	891,804	1,034,256
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△289,387	△289,387
当期純利益							222,737	222,737
自己株式の取得								－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	△66,650	△66,650
2025年5月31日残高	781,500	1,952,715	209,347	2,162,062	2,452	140,000	825,153	967,605

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
2024年6月1日残高	△417,444	3,560,375	3,560,375
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△289,387	△289,387
当期純利益		222,737	222,737
自己株式の取得	△216	△216	△216
事業年度中の変動額合計	△216	△66,867	△66,867
2025年5月31日残高	△417,660	3,493,507	3,493,507

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

イ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

ロ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ハ 退職給付引当金

退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益は、主にグループ会社への経営指導料となります。

当社は、グループ会社との経営指導に係る契約に基づき、各社に対し経営・企画等の指導を行うことを履行義務として識別しております。

当該取引は、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するものであることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 3,564,120千円

なお、当事業年度において関係会社株式評価損は発生していません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式については、実質価額が取得価額に比べ著しく低下したと認められる場合、投資先の事業計画等により回収可能性を検討したうえで、回収可能価額又は1株当たり純資産額まで評価損を計上する方針としております。

また、将来、投資先の業績不振等により、現在の帳簿価額に反映されていない損失が生じ、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

(追加情報)

(株式給付信託 (J-ESOP))

「株式給付信託 (J-ESOP)」に関する会計処理について、「連結注記表(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 260千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 68,747千円

短期金銭債務 99千円

長期金銭債務 380,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引による取引高の総額

営業収益	175,500千円
営業費用	1,080千円

2. 関係会社との営業外取引による取引高の総額

営業外収益	193,740千円
営業外費用	2,298千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式 (注) 1. 2.	272,874	818,767	—	1,091,641

(注) 1. 「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として、信託口が所有する当社株式162,400株については、自己株式に含めております。

2. 当社は2024年6月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	323千円
未払事業税	470
役員賞与引当金繰入額	5,523
会社分割による子会社株式	76,504
関係会社株式評価損	15,760
繰越欠損金	941
その他	667
繰延税金資産小計	100,191
将来減算一時差異等の合計	△92,719
に係る評価性引当額	
評価性引当額小計	△92,719
繰延税金資産合計	7,472
繰延税金資産の純額	7,472

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は（重要な会計方針に係る事項に関する注記）「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)の割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)プロダクション・アイジー	100.0 (－)	役員兼任 2名 経営指導	経営指導料の受取	65,796	－	－
				従業員への当社株式の給付	－	未収入金	42,151
				家賃の支払	1,080	未払金	99
子会社	(株)マッグガーデン	100.0 (－)	役員兼任 1名 経営指導	経営指導料の受取	47,610	－	－
				従業員への当社株式の給付	－	未収入金	16,660
				資金の借入	－	長期借入金	380,000
				利息の支払	2,298	－	－
子会社	(株)ウィットスタジオ	66.7 (－)	経営指導	経営指導料の受取	53,592	－	－
				従業員への当社株式の給付	－	未収入金	7,830
子会社	(株)シグナル・エムディ	100.0 (－)	役員兼任 1名 経営指導	経営指導料の受取	8,502	－	－
				従業員への当社株式の給付	－	未収入金	1,914

(注) 取引条件及びその決定方針

(株)プロダクション・アイジー、(株)マッグガーデン、(株)ウィットスタジオ及び(株)シグナル・エムディの経営指導料については、当社において発生が見込まれる管理費用等の負担額を勘案して決定しております。

その他の取引については、市場価格を参考に一般取引条件と同様に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	182円62銭
1 株当たり当期純利益	11円64銭

- (注) 1. 2024年6月1日付で、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」制度の信託財産として、(株)日本カストディ銀行（信託E口）が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
3. 1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は1,091,641株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,091,586株であります。

(重要な後発事象)

連結計算書類「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月22日

株式会社 I Gポート

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 戸津 禎介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原 康二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I Gポートの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I Gポート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月22日

株式会社 I Gポート

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 戸津 慎介
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原 康二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I Gポートの2024年6月1日から2025年5月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月23日

株式会社 I G ポート 監査役会

常 勤 監 査 役	中	野	広	之	㊞
社 外 監 査 役	桶	田	大	介	㊞
社 外 監 査 役	木	本	恵	輔	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所：〒181-8525

東京都三鷹市下連雀三丁目38番4号

三鷹産業プラザ 7階 703-705会議室

電 話 0422-40-9911



※会場へのお車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。